

現 行

令和4年4月

産業経済部

港湾・観光課 — 観光振興係
 — みなとまちづくり係

産業経済部

観光・定住課 — 観光振興係
 — 定住促進係

○移住・定住促進と観光振興との相乗効果を
 図るよう港湾・観光課を「観光・定住課」と
 し、定住促進係を設置する。
 ○みなとまちづくり係は、都市整備部に移管
 する。

都市整備部

用地・河川管理課 — 管理係
 — 用地・地籍係
 — 河川・土砂対策係

都市整備部

河川・港湾課 — 河川・土砂対策係
 — みなとまちづくり係

用地課 — 管理係
 — 用地・地籍係

○都市整備部に新たに「河川・港湾課」を設
 置する。
 ○「みなとまちづくり係」を産業経済部から
 都市整備部に移管する。
 ○法定外公共物に関する事務を含め、用地に
 係る業務を単独課として設置する。

課、局、監	42 (36)
班	5 (5)
係、地区センター	99 (77)

※ () は消防を除く。

課、局、監	43 (37)
班	6 (6)
係、地区センター	100 (78)

※ () は消防を除く。